

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がと
る翌日
の当たる日)

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により公示する。

平成九年二月一十五日

鳥取県知事 西尾昭次

田 次

◇告示 青少年に有害な図書類の指定 (児童家庭課)

悪臭防止法による規制地域の指定等の一部改正 (環境政策課)

保安林の指定の解除 (森林保全課)

土地収用法による事業の認定 (管理課)

都市計画事業の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)

開発行為に関する工事の完了 (〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (〃)

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)

遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇公 告 平成九年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会
総務課)

指定番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された 発行所名
5696	雑誌その他 の刊行物	C r a s h	ACNY-20	CANDYcor- poration
5697	〃	1996・NOV	03267-11	コアマガジ ン
5698	お隣りのお姉さん	お隣りのお姉さん 1997.1月号	02291-01	株式会社 サン出版
5699	The Sugar	The Sugar 1996.11	04167-11	株式会社 サン出版
5700	素人天国	素人天国 1996 DECEMBER	07814-12/20	株式会社 蒼竜社
5701	Z e p p i n	Z e p p i n 1996, NOV	14443-11	株式会社 ダイアプレス
5702	A V I d t e n	A V I d t e n 1996・OCT	01323-10	株式会社 大洋図書
5703	ミニスカ大図鑑	ミニスカ大図鑑 につばん話題スクープ12月号増刊	07028-12	株式会社 日本出版社

鳥取県告示第二百六十六号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十一月鳥取県条例第二百四十九号) 第二十一條第

平成9年3月25日 火曜日

鳥 取 県 取 公 報

5704	"	C D - R O M ア ダ ル ト VOL. 5	雑誌 01738-9	株式会社 ビデオ出版
5705	"	柔 肌 な ぶ り	NO. 89	北陽出版
5706	"	U R E C C O 雜誌 NOVEMBER, 1996	雑誌 01851-11	ミリオン出版
5707	"	投 稿 ド ッ キ リ 写 真 1996 11	雑誌コード 16697-11	株式会社 明文社
5708	"	T O K Y O ナンバ俱楽部 1996 12	雑誌 16673-12	株式会社 ラン出版
5709	"	バ ナ ナ 通 信 1997 1	雑誌 17591-1	株式会社 株式会社 ラ・ン出版
5710	"	漫 画 ュ ー ト ピ ア 平成9年3月号	雑誌 08937-3	株式会社 黒田出版
5711	"	劇 画 コ マ ン ド 一 4月号	雑誌 13625-4	株式会社 黒田出版
5712	"	人 妻 熟 女 マ ニ ア 漫画チエスト3月増刊号	雑誌コード 08330-3/20	株式会社 蒼龍社
5713	"	人 妻 も う 待 て な い 漫画ラブトピアスペシャル3月増刊号	雑誌コード 18350-3/25	株式会社 蒼龍社
5714	"	漫 画 エ ロ ト ラ ブ 1997 4月号	雑誌 18323-4	株式会社 蒼龍社
5715	D	カ ッ プ 家 庭 教 師 銀画テープ	VAN-004	ヴァニティ エンジニアズ

鳥取県告示第1百十七号

平成五年三月鳥取県告示第三百七号（悪臭防止法による規制地域の指定等）の一部を
次のとおり改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月一十五日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

「第四条第一号及び第二号」を「第四条第一項」、「鳥取県衛生環境部環境保全課」
を「鳥取県生活環境部環境政策課」に改める。

一部の表鳥取市のA区域の項中「戎町、扇町」を「戎町、田護寺の一部、扇町、晚稻の
一部」に改め、「古の一部」を削り、「行徳」を「北園」「丁田の一部、北園」「丁田の
一部、行徳」「丁目、行徳」「丁田、行徳」「丁田」に改め、「的場の一部」の下に「的場
丁田の一部、的場」「丁田の一部、的場」「丁田の一部、的場四」「丁田の一部」を加え、「南
町」を「緑ヶ丘」「丁田の一部、緑ヶ丘」「丁田の一部、南町、南安長」「丁田
の一部、南安長」「丁田の一部」を「美萩野」「丁田」を「美萩野」「丁田の一部」に改め、
「若桜町」の下に「若葉台北四」「丁田」を、「若葉台南四」「丁田」の下に「若葉台南三」「
田、若葉台南四」「丁田」を加え、同表鳥取市のC区域の項中「石吉の一部、大代の一部」
を「石吉の一部、江津の一部、大代の一部、晚稻の一部」を、「賀露町の一部」の
下に「北村の一部」を、「新の一部」の下に「杉崎の一部」を加え、「的場の一部、
南隈の一部」を「的場の一部、的場」「丁田の一部、的場」「丁田の一部、的場」「丁田の
一部、的場四」「丁田の一部、緑ヶ丘」「丁田の一部、緑ヶ丘三」「丁田の一部、港町の一部、南隈
の一部、南安長」「丁田の一部、南安長」「丁田の一部」に改め、「石吉の一部」の下に「
本高の一部」を、「吉成」「丁田の一部」の下に「吉成南町」「丁田の一部、吉成南町」「
丁田の一部」を加え、同表米子市のA区域の項中「内町の一部」の下に「浦津の一部」
を、「皆生の一部」の下に「皆生六」「丁田、皆生温泉」「丁田、皆生温泉」「丁田、皆生温
泉三」「丁田の一部、皆生温泉四」「丁田の一部」を加え、「上後藤」「丁田」を「上後藤三」「丁田
の一部」に、「上後藤八」「丁田、上福原の一部」を「上後藤八」「丁田の一部、上福原の一部、

大栄町	A区域	大字瀬戸の一部、大字妻波の一部、大字六尾の一部及び大字由良宿の一部
智頭町	A区域	大字岩神の一部、大字坂原の一部及び大字智頭の一部

一の表北条町の項中「大字田井」を「田井」に改め、同項の次に次のように加える。

二の備考中「平成五年三月二十六日」を「平成九年三月二十五日」に改める。

二を次のように改める。

上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目」に改め、「昭和町の一部」の下に「新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目の一部」を加え、「錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目の一部」を「錦町一丁目の一部、錦町二丁目の一部、錦町三丁目」に改め、「西福原の一部」の下に「西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目」を加え、「東福原の一部」を「東福原一丁目の一部、東福原二丁目の一部、東福原三丁目、東福原四丁目の一部、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目」に、「日ノ出町一丁目の一部」を「東福原一丁目の一部、日ノ出町一丁目」に改め、「米原三丁目」の下に「米原三丁目」を加え、同表米子市のC区域の項中「内町の一部」の下に「浦津の一部」を加え、「錦町三丁目の一部」を「錦町一丁目の一部、錦町二丁目の一部」に、「東福原の一部、日ノ出町一丁目の一部」を「東福原一丁目の一部、錦町二丁目に」に、「東福原の一部」を削り、同表倉吉市のA区域の項中「海田西町」を「海田西町一丁目、海田西町二丁目」に、「河北町」を「河北町の一部」に改め、「福庭の一部」の下に「福庭町一丁目の一部、福庭町二丁目の一部」を加え、「大塚の一部」を「河北町の一部」に、「新田の一部、清谷の一部」を「清谷町一丁目、清谷町二丁目」に、「福庭の一部」を「福庭町一丁目の一部、清谷町一丁目の一部」に改め、「清谷の一部、福庭町一丁目の一部」に改め、同表佐治村の項の次に次のように加える。

1 悪臭防止法第四条第一項第一号の規制基準は、一の規制地域の区分及び特定悪臭物質の種類ごとにそれぞれ次の表に定める値（単位PPm）を大気中の濃度の許容限度とする。

規制地域 の区分	特定悪臭 物質	規制地域		
		C区域	B区域	A区域
五	アンモニア	○・○○二	○・○○四	一
○・○一	カブタン	○・○○六	○・○二	○・○一
○・二	硫化水素	○・○五	○・○一	○・○九
○・一	硫化メチル	○・○九	○・○九	○・○五
○・二	二硫化メチル	○・○九	○・○九	○・○五
○・一	トリメチルアミン	○・○七	○・○五	○・○五
○・〇五	アセトアルデヒド	○・〇五	○・〇五	○・〇五
○・〇九	メチルイソブチルケトン	○・〇九	○・〇九	○・〇五
○・〇一	メチルイソブチルケトン	○・〇一	○・〇一	○・〇一
○・〇九	イソブタノール	○・〇九	○・〇九	○・〇九
○・〇三	酢酸エチル	○・〇三	○・〇三	○・〇三
○・九	ノルマルキ酸	○・九	○・九	○・九
三	ノルマルキ酸	一	一	一
一	イソ吉草酸	○・〇一	○・〇一	○・〇一
一〇	草酸	○・〇〇九	○・〇〇九	○・〇〇九
一〇	酸	○・〇〇一	○・〇〇一	○・〇〇一
一〇	キシレン	○・〇〇三	○・〇〇三	○・〇〇三
一〇	スチレン	○・〇四	○・〇四	○・〇四
一〇	トルエン	一	一	一

一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

2 法第四条第一項第二号の規制基準は、1の規制基準の値を基礎として特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第三条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

3 法第四条第一項第三号の規制基準は、1の規制基準の値を基礎として特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオニアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに悪臭防止法施行規則第四条に定める方法により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出して得た排出水中の濃度の値が一リットルにつき○・○〇一ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、一リットルにつき○・○〇一ミリグラムとする。

3 公衆の保健
3 解除の理由
（[次の図は]省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）
道路用地とするため

鳥取県告示第二百十九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

氣高町

事業の種類

「ふれあいと創造の丘」第三駐車場整備事業

起業地

1 収用の部分 氣高郡氣高町大字日光字小池地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

氣高郡氣高町大字浜村二八二一

氣高町役場

鳥取県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、東伯町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第一項の規定により、次の

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- 4 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）
- 5 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 6 解除の理由
道路用地とするため
- 7 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）
- 8 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 9 解除の理由
道路用地とするため

5 平成9年3月25日 火曜日

とおり公衆の縦覧に供する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画下水道 東伯町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二三〇

鳥取県告示第二百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月二十二日 鳥取県指令米土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

石井 重信

鳥取県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 六・五・一号東郷運動公園

三 事業施行期間

平成三年二月二十二日から平成十四年三月三十一日まで
(変更前平成三年二月二十二日から平成九年三月三十一日まで)

四 事業地

- 1 収用の部分 變更なし
2 使用の部分 該当なし

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野

晋

鳥取県公安委員会規則第一号

平成9年3月25日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

平成九年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 牧野晋

晋

鳥取県公安委員会委員長 牧野晋

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 機関誌の編集及び発行に関する事項

第五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関する事項

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を削る。

第六条の六中「次の各号に」を「次に」に改め、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事項

第三条第二項及び第三項中「第二号ホ」を「第二号リ」に改める。
 第九条の二中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号中「自動二輪車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「自動二輪車」と総称する。）」に改める。
 第十五条の表中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許」に改める。

別表第一号中「二及びホ」を「二からりまでに掲げる車両」に改め、同号ホ中(イ)から(ハ)までを削り、同号ホ(ニ)中「車両」の下に「（道路維持作業用自動車を除く。）」を加え、同号ホ中(ニ)を(イ)とし、(ホ)を(ロ)とし、(シ)を(ハ)とし、(ト)を(ニ)とし、同号ホを同号リとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両

ヘ 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく廃棄物の収集のため使用中の車両

チ 道路維持作業用自動車で当該作業のため使用中のもの

別表第五号及び第六号中「二」を「チ」に、「第二号ホ(イ)から(ト)」を「第二号リ(イ)から(ニ)」に改める。

この規則は、平成九年四月一日から施行する。
 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

別記様式第四項及び別記様式第十項の「殿」や「様」を改め。

改め。

大普		大自		小原		け大型通特ん		大普		大自		小原		け大型通特ん		大普	
通	特	二	付	引	二	通	特	二	付	引	二	通	特	二	付	引	二

に改め。

別記様式第十項の「殿」や「様」を改め。
「普通自動車 運転技能等審査申請書」や「普通自動二輪車車運転技能等審査申請書」に改め。

改め。

改め

1 「の規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び別表の改正規定並びに次項の規定は、平成九年四月一日から施行する。

2 「の規則による改正前の鳥取県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」といふ。）第十二条第三項の規定により交付された指定証及び標章（改正前の規則別表第一号ホイカレマホイに掲げる車両又は同号ホイに掲げる車両のうち道路維持作業用自動車に係るるものに限る。）に付しては、平成九年三月三十一日限りでその効力を失う。

乗用			貨物			大型			小型			大型			小型			自動二輪		
サ	自動	車台数	大	通	普	大	通	普	大	型	特	輕	大	型	特	輕	自	小	計	
計	台	台	計	台	台	計	台	台	計	台	台	台	計	台	台	台	台	台		
	免許種別		1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	一	二	計	人	人	人	人	人		
	専従	予備																		

使用的本規における自動車台数、運転者数

乗用			貨物			大型			小型			大型			小型			自動二輪		
サ	自動	車台数	大	通	普	大	通	普	大	型	特	輕	大	型	特	輕	自	小	計	
計	台	台	計	台	台	計	台	台	計	台	台	台	計	台	台	台	台	台		
	免許種別		1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	一	二	計	人	人	人	人	人		
	専従	予備																		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百一十一号）第十一条第三項の技術上の規格に適合してゐると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成9年3月25日

鳥取県公報

平成9年3月25日

鳥取県公報

鳥取県公報

申 請 者	氏名又は名称 法人にあつてはその代表者の氏名	住所 所	大東音響株式会社 大阪府大阪市浪速区元町一丁目5-7	藤川 恵
-------------	---------------------------	---------	-------------------------------	------

遊技機 の種類	遊技機の区分 回胴式 遊技機	型式名 規則第6条第2号 該当機	製業者名 大東音響 株式会社	造検番号 640395	有効期間 平成9年3月25日 から3年間
------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------	----------------------------

申 請 者	氏名又は名称 住所 所 法人にあつてはその代表者の氏名	山佐株式会社 岡山県新見市高尾362-1 佐野 憲一
遊技機 の種類	遊技機の区分 回胴式 遊技機	型式名 規則第6条第2号 該当機
遊技機 の種類	遊技機の区分 回胴式 遊技機	製業者名 山佐株式 会社

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成9年3月25日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

1 試験の名称

平成9年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度・第1回)

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
土木	5名
農業土木	1名
電気	1名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局に勤務する行政職給料表2級相当程度の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、給料のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
次のいずれをも満たす者とする。
- (1) 昭和38年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた者
 - (2) 日本の国籍を有する者（試験の区分「電気」を受ける者を除く。）
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条の規定に該当しない者
- 6 第一次試験
- (1) 試験種目
教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）とする。
なお、各試験の区分の出題分野は、次のとおりとする。
- ア 教養試験

試験の区分	出題分野
全試験区分	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

- 7 第二次試験
- (1) 試験種目
論文試験、適性検査、面接試験及び身体検査
- (2) 試験の期日
平成9年5月11日(日)
- (3) 試験の場所
鳥取県庁 第二庁舎 鳥取市東町一丁目271
- 8 合格者の発表
- (1) 第一次試験合格者
平成9年4月28日(月)（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。
なお、受験者全員に結果を書面で通知する。
- (2) 最終合格者
平成9年5月22日(木)（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。
なお、受験者全員に結果を書面で通知する。
- 9 採用の方法
最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。
なお、採用は、平成9年6月の予定である。
- 10 受験手続

平成9年3月25日 火曜日 報公県取鳥

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能)
なお、申込みができる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成9年3月31日(月)から同年4月14日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)
なお、郵送による申込みは、平成9年4月14日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

- (1) 受験手続きその他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求を郵便によって行う場合には速達によることとし、350円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(速達)を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。